

沿 革 史

年 月 日	概 要
明治	
元. 1. 15	兵庫鎮台仮事務所を兵庫島上町諸問屋会所に設く。
同年 1. 19	兵庫切戸町旧幕府大阪奉行所所属勤番所に移転
同年 1. 22	兵庫鎮台設置
同年 2. 2	兵庫裁判所と改称
同年 5. 23	兵庫裁判所を廃止し、兵庫県を置いて知事及び判事を任命し、兵庫裁判所の仮事務所はそのまま県庁となる。
同年 9.	県庁舎を摂津国八部郡第2区兵庫部4番2に新築、移転 裁判所は、上記県庁舎内の二箇所を区画し、庁舎に充てる。
5. 9. 13	兵庫裁判所設置。太政官達「兵庫県ニ裁判所ヲ置ク」により県と分離 庁舎は旧県庁舎を充てる。
6. 5. 25	県は新庁舎を神戸部（当時北長狭通4丁目）に新築、移転 したがって、旧県庁舎敷地及び庁舎全部を裁判所が使用することとなった。
9. 5. 2	兵庫裁判所本庁内に第1区裁判所を置く。
同年 6. 28	第1区裁判所設置により構内に庁舎を増築
同年10. 31	神戸裁判所と改称（明治9年10月31日司法省達73号による。） 大阪上等裁判所の管轄に属することとなった（同9年9月16日太政官布告54号による。）。
15. 1. 1	神戸始審裁判所と改称（明治14年10月5日太政官布告53号による。） 区裁判所は治安裁判所と改称
22. 4. 1	庁舎所在地の名称が次のように変更 神戸市橘通2丁目30番地（明治22年2月2日内務省告示第1号により市制施行、神戸区が神戸市となったことによる。）
23. 11. 1	神戸地方裁判所と改称、治安裁判所は区裁判所と改称（明治23年8月11日法律第62号による。）
33. 6. 18	庁舎新築着工。旧庁舎取り壊しのため旧庁舎の西側第1仮庁舎に移転し、さらに同年10月19日奥平野村字樋詰（民有地借入）第2仮庁舎に移転
37. 3. 27	神戸地方裁判所、同区裁判所新庁舎落成、仮庁舎より移転、開庁 （煉瓦造3階建、建築面積1983.47平方メートル、延5917.3平方メートル）
昭和	
3. 8.	陪審庁舎増築 （建築面積750.41平方メートル、延1262.80平方メートル）

15. 12. 28	調停会館竣工 (建築面積343.80平方メートル, 延1550.41 平方メートル)
同年12. 29	調停会館を寄付受納
20. 3. 17	戦災により本館全部焼失
同年 3. 18	本館焼失により, 裁判所は調停会館に, 検事局は陪審庁舎に移転
22. 5. 3	昭和22年4月16日法律第59号をもって裁判所法公布, 神戸市に神戸地方裁判所, 神戸簡易裁判所が置かれた。
23. 1. 1	神戸家事審判所が設置され, 調停会館の一部で事務を開始
同年 2. 28	神戸地方裁判所別館法廷として, 元神戸拘置所庁舎を改造し, 4法廷を設けた。
同年 5. 25	戦災庁舎復旧工事に着手
24. 1. 1	神戸家庭裁判所が設置され, 調停会館の一部で事務を開始
同年10. 15	神戸地方裁判所庁舎復旧 (天然スレート葺煉瓦造3階建延5970.24 平方メートル) 元神戸拘置所内の法廷は撤去
27. 4. 7	神戸家庭裁判所は, 家事部を除き, 神戸市兵庫区荒田町3丁目174番地の仮庁舎に移転
34. 4. 1	神戸地方検察庁から陪審庁舎の返還を受けた。
同年10. 15	同庁舎大修繕完了
同年11.	調停会館を西別館, 陪審庁舎を東別館と改称
35. 1. 28	神戸家庭裁判所家事部が神戸家庭裁判所庁舎に移転
42. 3. 31	元神戸市警察本部庁舎(煉瓦造, コンクリート造, スレート葺地下1階地上2階建)及びその敷地(神戸市生田区橘通1丁目2番地の4)を神戸地方検察庁と共同で購入 裁判所は庁舎, 敷地ともその東半分を所有
同年12. 27	上記庁舎に神戸簡易裁判所交通係移転
53. 7. 20	神戸地方裁判所本館, 東別館, 西別館及び神戸簡易裁判所交通係庁舎事務室冷暖房設備工事完了
55. 12. 1	庁舎所在地の名称が次のように変更 神戸市中央区橘通2丁目2番1号(昭和54年11月1日神戸市条例第14号による。)
60. 10. 25	神戸簡易裁判所交通係庁舎及びその敷地を法務省に所管換
同年11. 15	神戸簡易裁判所交通係が神戸地方検察庁(神戸市中央区橘通2丁目2番2号)に移転
62. 11. 4	神戸地方検察庁が新庁舎に移転
63. 2. 26	神戸簡易裁判所庶務課, 調停係が旧神戸法務合同庁舎に移転
同年 3. 15	神戸簡易裁判所交通係が西別館に移転
同年 4. 8	神戸地方裁判所, 神戸簡易裁判所が仮庁舎(旧神戸法務合同庁舎)に移転

同年 5. 1	三田簡易裁判所の管轄区域を神戸簡易裁判所に統合（昭和62年9月11日法律第90号による。）
平成	
元. 3. 9	神戸地方裁判所，神戸簡易裁判所庁舎の新築のための解体工事終了
同年 3. 24	神戸地方裁判所，神戸簡易裁判所庁舎新築着工
2. 11. 30	神戸地方裁判所，神戸簡易裁判所庁舎竣工
同年12. 7	神戸地方裁判所，神戸簡易裁判所庁舎へ移転，執務開始
3. 5. 21	神戸地方裁判所，神戸簡易裁判所落成式挙行
同年10. 31	神戸地方裁判所，神戸簡易裁判所外構工事完了
7. 1. 17	阪神・淡路大震災 庁舎に相当程度の被害が発生。周辺地域の民家の被害も甚大であったため，交通事件待合室を臨時避難所として，同年5月21日まで地域住民を受入れ
8. 1. 30	神戸簡易裁判所庁舎別館竣工
同年 3. 20	阪神・淡路大震災による被害箇所修復
11. 3. 25	明石支部庁舎増築等工事に伴い，神戸簡易裁判所庁舎別館を明石支部に移築
13. 3. 28	神戸地方裁判所庁舎内部改修工事（OAフロア等）竣工
18. 2. 14	101号法廷改修工事（裁判員法廷）竣工
20. 1. 31	別館新築（鉄骨造2階建，建面積567，95平方メートル，延面積1，080，35平方メートル）
同年12. 3	神戸地方裁判所庁舎改修工事（裁判員法廷増設，身障者用エレベーター増設）竣工
22. 1. 20	神戸地方裁判所空調設備等改修工事（中央監視制御設備更新等）竣工
24. 3. 23	神戸地方裁判所改修建築等工事（便所改修，所長室等空調設備更新）竣工